

高松市学校給食アレルギー対応委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食における食物アレルギー対応について検討するため、高松市学校給食アレルギー対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対応委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食物アレルギーを発症する児童生徒に対する学校給食の適切な対応方針に関すること。
- (2) 各校の食物アレルギー対応状況の把握、指導・支援、環境整備に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、対応委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 対応委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 小学校及び中学校の校長
- (3) 小学校及び中学校の給食主任
- (4) 小学校及び中学校の養護教諭
- (5) 小学校及び中学校の栄養教諭
- (6) 学校給食調理員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 対応委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、対応委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対応委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 対応委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 対応委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 対応委員会の庶務は、教育委員会教育局保健体育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対応委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対応委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の対応委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の対応委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。